

遺族共済年金補完事業の概要

事業の仕組み

「遺族共済年金補完事業」「遺族補完プラス」「医療保障プラン」「短期療養プラン」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。

「遺族共済年金補完事業」「遺族補完プラス」「医療保障プラン」「短期療養プラン」はそれぞれ別々に収支計算します。

保険金(年金原資)



ご加入いただいた組合員に万一の不幸(死亡・高度障害等)があった場合にお支払いします。



1年間に集まった保険料



年に一度配当金が返ってくる制度です。



1年後、収支計算して剰余金が生じた場合、配当金として還付されます。

配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(ただし、「ライフサポート」「医療プランワイド」「傷害プラン」「長期療養プラン」については配当金はありません。)

制度

		給付内容	特長	配当金	加入対象区分
長期給付の補完	遺族共済年金補完事業	一時金 または年金	万一の不幸(死亡・高度障害)があった場合一時金または年金を給付します。(こどもの場合は一時金給付となります。)	○	本人 配偶者 子ども
	遺族補完プラス	一時金 または年金	万一の不幸(死亡・高度障害)があった場合一時金または年金を給付します。	○	本人 配偶者 (退職者)
短期給付の補完	医療保障プラン	入院・手術・死亡	病気・ケガによる継続した2日以上入院から給付します。	○	本人 配偶者 子ども (退職者)
	医療プランワイド	入院・手術・介護	医療保障プランに上乗せして加入することで、七大疾病で入院した場合の入院保険金・手術保険金上乗せ給付、介護保険金の給付、また、女性特約をセットすることで、女性疾病で入院・手術した場合の上乗せ給付が受けられます。	×	本人 配偶者 (退職者)
	改定 健活 ライフサポート	生前給付保障	特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。また、特約を付加することで7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。	×	本人 配偶者 (退職者)
	改定 傷害プラン	入院・手術・通院	ケガによる入院・手術・通院保険金を給付します。	×	本人 配偶者 子ども (退職者)
	New 短期療養プラン	就業不能時保障	病気・ケガ・所定の精神疾患による就業不能状態が20日を超えて継続した場合に給付金をお支払いします。	○	本人
	長期療養プラン	療養給付	病気やケガで90日を超えて働けない状態が続いた場合、月額最高10万円を最長60歳まで支払います。 (55~64歳は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24カ月が限度)	×	本人

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

制度の特長

Point 1 **お手頃な保険料で大きな保障**
 団体制度ならではのスケールメリットにより、保険料がお手頃になります。

Point 2 **受け取り方を選択**
 死亡・高度障害保険金は一括もしくは年金払方式のどちらかの給付方法をご選択いただけます。

Point 3 **配当金の還付**
 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じれば配当金の還付があります。

Point 4 **1年ごとにコースの見直し可能**
 生活設計に合わせて毎年変更ができます。

昨年度の給付実績 (令和3年12月1日～令和4年11月30日)

	遺族共済年金補完事業	遺族補完プラス	医療保障プラン	医療プランワイド	ライフサポート	傷害プラン	長期療養プラン
給付件数	10件	24件	1,019件	122件	23件	350件	5件
給付額	2億7,951万円	1億1,600万円	6,461万円	979万円	7,240万円	1,642万円	178万円
配当率	約42.3%	約40.5%	約32.2%				

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

一覧

加入者数 令和4年12月現在	退職後について 退職時に「遺族補完プラス」に加入されている方が対象です。退職時にコースの変更および新規加入はできません。				
	退職	退職後の取扱い	69歳	70歳	75歳
本人 14,614名 配偶者 3,622名 子ども 1,126名	×	継続できません。			
本人 13,180名 配偶者 3,367名 (退職者) (2,459名)	継続	75歳まで継続できます。			
本人 4,995名 配偶者 937名 子ども 416名 (退職者) (480名)	継続	遺族補完プラスとセットで在職中に加入しておく 69歳まで継続できます。			
本人 1,885名 配偶者 525名 (退職者) (85名)	継続	医療保障プランとセットで在職中に加入しておく 69歳まで継続できます。			
本人 5,431名 配偶者 940名 (退職者) (416名)	継続	遺族補完プラスとセットで在職中に加入しておく 70歳まで継続できます。			
本人 4,723名 配偶者 944名 子ども 1,546名 (退職者) (301名)	継続	遺族補完プラスとセットで在職中に加入しておく 75歳まで継続できます。			
—	×	継続できません。			
本人 425名	×	継続できません。 ※フルタイム再任用期間中(満64歳まで)もご加入いただけます。			

※フルタイム再任用等により組合員資格が継続する方は、「遺族共済年金補完事業」は現職時同様継続となります。

医療保障プラン

(短期入院特約付手術給付特約付家族特約付医療保障保険 (団体型) 【生命保険】)

加入対象区分



意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障プランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。



遺族補完プラスとセットで在職中にご加入いただくと、退職後も「遺族補完プラス」とセットで69歳まで継続が可能です！

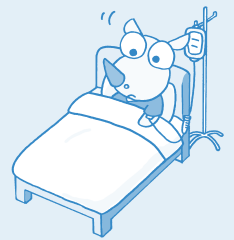
保障内容

入院

手術

死亡

加入対象区分	入院給付金 病気やケガで継続して2日以上入院のとき	手術給付金 病気やケガの治療のため所定の手術を受けたとき 手術1回につき手術内容に応じて	死亡保険金 死亡したとき
子ども	日額 5,000円	2.5・5・10・20万円	60万円
本人	日額 8,000円	4・8・16・32万円	
配偶者	日額 10,000円	5・10・20・40万円	



※ 病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※ 入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

※ 手術給付金のお支払限度はありません。

※ 本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者（本人）です。

※ 手術給付金のお取扱いにつきましては30ページをご確認ください。

月額保険料

加入対象区分	保険年齢(生年月日)	入院給付金		
		日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円
本人 配偶者	15～20歳 (H.15.6.2～H.21.6.1)	1,453 円	2,206 円	2,708 円
	21～25歳 (H.10.6.2～H.15.6.1)	1,737	2,682	3,312
	26～30歳 (H.5.6.2～H.10.6.1)	1,957	3,034	3,752
	31～35歳 (S.63.6.2～H.5.6.1)	2,057	3,194	3,952
	36～40歳 (S.58.6.2～S.63.6.1)	2,141	3,314	4,096
	41～45歳 (S.53.6.2～S.58.6.1)	2,382	3,678	4,542
	46～50歳 (S.48.6.2～S.53.6.1)	2,826	4,356	5,376
	51～55歳 (S.43.6.2～S.48.6.1)	3,613	5,554	6,848
	56～60歳 (S.38.6.2～S.43.6.1)	4,766	7,280	8,956
	61～65歳 (S.33.6.2～S.38.6.1)	6,547	9,946	12,212
66～69歳 (S.29.6.2～S.33.6.1)	9,250	13,972	17,120	
子ども	3～22歳 (H.13.6.2～R.3.6.1)	一律 1,352	—	—

※ 本人、配偶者とも性別に関わらず、年齢により上記保険料を適用します。

※ 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和5年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※ 記載の保険料は加入者が1,000名以上の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に選んで正規保険料を適用させていただきます。